

意見書

平成22年11月22日

総務省情報流通行政局  
放送政策課 御中

郵便番号 102-8080

(ふりがな) とうきょうとちよだくこうじまち

住 所 東京都千代田区麴町1-7

(ふりがな) かぶしきかいしゃえふえむとうきょう

氏 名 株式会社エフエム東京

ふきた みちおみ

代表取締役社長 富木田 道臣

「携帯端末向けマルチメディア放送の委託放送業務の認定に係る制度整備に関する  
考え方等」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

## 意見

(下線部分は該当箇所を示します)

1. 携帯端末向けマルチメディア放送において実現するサービスについて

(3) -ア アナログ FM 放送における VICS のサービスと同様に、受信者が視聴・利用できる機会を十分に確保した上で、限定された特定の端末やソフトウェア・アプリケーションに向けた放送が行えるようにし、従来の放送とは異なる多種多様なサービスを実現できるようにすることを希望します

(3) -イ 蓄積型放送については、従来型の放送にない、新しい産業・新しい参入者の育成につながる可能性を含んでいるため、将来にわたって、時代の変化に対応したサービスを投入できるように期待します。

(3) -ウ 蓄積型放送の審査項目を、従来型放送と別に設けることは合理的であり、歓迎します。また、新しいサービスの実現と、放送の規律とのバランスをとるにあたっては、現実に参入する委託放送事業者間で、自主的に新しいガイドラインを作っていくことが望ましいと考えます。

(3) -エ プラットフォーム機能については、①受託事業者が提供する、②委託事業者の集合体が提供する、③第三者が提供するという3つの形態が想定されますが、いずれの形態での提供も、あえて制限されるべきではないと考えます。

2. 委託して行わせる放送に係る周波数の割り当て

(2) 「限られた周波数を能率的に利用するためには、放送の時間帯や利用する周波数帯域を柔軟に設定して、映像・音響・データ等の様々な情報を組み合わせて放送ができるよう、一の委託放送事業者にある程度まとまった周波数を割り当てるのが適当」という認識に賛同いたします。

(3) 放送の多元性・多様性を実現するために多種多様な事業者が参入することを期待する一方、委託放送事業者として零細な周波数を割り当てることは、収益性を最大に高めるために、各事業者が競って同じターゲットや同じスポンサーを狙うことに陥りがちで、結果的に番組編成が均一化し、逆に各事業者の特徴がなくなり、多様性が損なわれかねないことが指摘されています。専門性の高い番組や、単体では必ずしも収益性が高くない、教育・福祉・社会啓発に関する番組なども組み合わせて提供される制度を期待します。収益性の高いサービス（供給者）と必ずしもそうでないサービス（供給者）とを包含して多種多様なニーズに対応する、「一の委託放送事業者のサービス内容の多様性」にまで踏み込んで比較審査していただくことが適当であると考えます。

(4) -イ - (iii) 「割り当てる周波数を同程度にする等、均衡を図ること」については、事業者の自由な創意工夫を発揮すべきこととのバランスを、大きく欠くことにつなが

りかねないと危惧します。

(4) ーウ それぞれの割り当て単位ごとに、リアルタイム型か蓄積型かの枠を設けることに反対します。それらの自由な組み合わせを事業者に工夫させることにより、新しい放送の健全な発展が見込めると考えます。

(4) ーエ 上記二項の意見と同様、実需に応じた割り当てを行うべきと考えます。具体的には、全周波数帯域幅の1/3を超える13セグメントプラスアルファを1事業者に割り当てることも排除しない（制限をしない）ことを期待します。

### 3. 携帯端末向けマルチメディア放送と通信サービスとの関連性

通信サービスとの連携は、単に蓄積型放送番組の一部が欠落した場合に補完するにとどまらず、新しいサービスを供給することに大いに貢献すると期待します。

以上